

「津山市いじめ問題対策基本方針」(案)に対するパブリックコメントの

実施結果について

1. ご意見提出者数と意見数

- ・提出者数 8人(内1名無効)
- ・意見(感想)数 7件

2. ご意見・ご感想の内容

- ・基本方針(案)全般 3件
- ・第2章 3 教育委員会の取組 2件
- ・第3章 3 学校が実施すべき取組 2件

3. ご意見の要旨と回答

対象箇所	ご意見・ご感想の要旨(抜粋)	回答
基本方針(案) 全般	いじめに対する過剰な取り上げ方から保護者の不安を和らげ落ち着いて対応を促す相談機関等の充実を望みます。	市内小中学校で市及び学校の基本方針に沿った人権教育や道徳教育、体験活動等の充実を図ります。また、保護者や地域、関係機関等と連携して、広く社会全体でいじめ防止につながる取組を進めてまいります。
	市内小中学校が同じ認識を持って、市及び学校の基本方針に沿った対応をして下さい。	
	ネットを介さない人と人とが直接交わすコミュニケーションの大切さを幼少期から教えていく必要があると思います。	
第2章 3 教育委員会の取組	いじめを起こさせないような友達づくり、仲間づくりを進めるような取組がなされるようご指導下さい。	「基本方針」(案)では未然防止を大きな目標の1つにしています。ご意見にある取組は、未然防止の根幹にあたる取組であると認識しています。教育委員会としましても、いじめを生まないための子どもの自主的・主体的な活動を充実させたいと考えております。
第3章 3 学校が実施すべき取組	学校が実施すべき取組に賛同します。未然防止のため保護者に対する講演会や研修会が全学校でしっかり開催されることを望みます。	講演会や研修会の開催も含め第3章の3(1)に示されている内容についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

皆様から貴重なご意見・ご感想を頂きました。誠にありがとうございました。津山市いじめ問題対策基本方針がより実効性のあるものになるよう取り組んでまいります。